

令和4年4月25日

平塚市監査委員 市川 喜久江
同 井澤 郁人
同 片倉 章博
同 金子 修一

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
健康・こども部 保育課
- 2 監査実施日
令和4年1月26日
- 3 監査結果の公表日
令和4年2月22日（平塚市監査委員公表第2号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務において、保育料徴収業務を委託する際、私人徴収委託の告示・公表漏れがあったので、子ども・子育て支援法施行令に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行にあたり適正な措置を講じられたい。	(1) 今回の事案は、告示公表の手続きについて解釈違いがあったことから、告示・公表漏れが生じたものです。 今後は、国や県の子ども・子育て関係部署の他、市法制担当部署にも確認し、適正に事務処理を行います。

- ~~~~~
- 1 監査実施対象課
健康・こども部 青少年課
 - 2 監査実施日
令和4年1月26日
 - 3 監査結果の公表日
令和4年2月22日（平塚市監査委員公表第2号）
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

